

平成 28 年 1 月 29 日

一般財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会
理事長 高岡 國士 様

一般財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会
退職共済制度検討委員会
委員長 中野 昇

答申書（案）

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会 退職共済制度検討委員会は、平成 27 年 6 月 26 日に諮問されました、独立行政法人 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下、機構制度）改正に伴う「共済会退職共済制度（以下、本会制度）の方向性」等について当委員会を 4 回開催し、検討を行ってまいりました。

このたび、検討結果を、下記のとおり答申します。

記

本年度（平成 27 年度）は 3 年に 1 度、本会制度の財政の健全化を図るため、財政再計算を行う年であり、まず初めに、その結果を踏まえ本会制度の掛金率について議論を行い、引き続き「本会制度の方向性」等について協議、検討しました。

（1）本会制度の掛金率について

再計算の結果、第一掛金率 27/1000、第二掛金率 100/100 と前回再計算時（平成 24 年度）と同じ結果となりました。ただし、現行の第一掛金率については、28/1000 頂戴しております。これは、平成 24 年当時、本会制度において剰余金があるものの、リーマンショック等の経済危機を経験した中で、掛金率 1/1000 分を安定した制度運営を保つため上乘せし、掛金率 28/1000 としているからであります。

今回、上述のとおり、掛金率は前回再計算時と同じ結果となりましたが、近年のアベノミクスによる市場環境の好転で本会制度における剰余金が前回再計算時の約 5 倍、40 億円弱積み上がっている状況を制度に反映させるかどうか焦点となりました。

再計算の結果から、ある程度掛金率を下げることは可能でしたが、折しも、中国経済の失速、欧州経済の不景気の長期化、アメリカの利上げ、アベノミクス失速等、本会退職給付金積立金の運用を取り巻く環境がより一層の不透明さを増す状況となっております。ひとたびリーマンショック時の経済危機が起これば、現在の剰余金が喪失することになるのは前回の損失で経験しているところです。

本会制度においては、このような運用環境下においても、安定的に制度運営したいとの考え方があります。また、前回掛金率の変更からまだ 3 年しか経過していないことに鑑みれば、現行の掛金率を維持し、本会退職金制度を安定的に運営する方が望ましいとの結論に至りました。

(2) 「制度の方向性」等について

国は、平成 18 年度、老人福祉施設、事業に対し、当該事業の経営主体の多様化に伴うイコールフットィングの考えのもと、機構制度から、国と都道府県の補助金をなくす法律改正を行いました。今回、同様の法律改正を平成 28 年度から障害者施設、事業に対しても行うとされています。当委員会では、制度点検も含め、このことについて本会制度の方向性を検討致しました。

① 制度間比較

まず、中小企業における退職金額についての状況を調査しました。行政機関が発表している統計資料によれば、定年まで約 40 年間勤めた場合において、退職金は 1000 万円から 1200 万円程度給付されています。この額を念頭に置き、機構制度、本会制度、中小企業退職金共済制度（以下、中退共制度）、全国社会事業振興センター実施の特定退職金共制度（以下、特退共制度）を比較することにいたしました。

本会会員データから一般的な給与モデルを算出し（本会第二制度、中退共制度、特退共制度は口数制度で 1 口 1,000 円）、勤続期間 40 年で退職金を算出したところ、機構制度（掛金 1/3=44,700 円 3/3=134,100 円）：1600 万円程度、本会制度（第一制度及び第二制度 8 口/月）：1000 万円程度、中退共制度（18 口/月）：1000 万円程度、特退共制度（18 口/月）：

1000万円程度、を給付される結果となりました。

下図、各制度金額比較（一般的な給与モデルで勤続期間40年）

全会員加入制度	本会第一制度	約450万円
法人任意加入制度	福祉医療機構	約1600万円
機構制度の代替 制度としての検 討対象	本会第二制度 10口/月	約740万円
	8口/月	約600万円
	4口/月	約300万円
	中退共制度 10口/月	約600万円
	8口/月	約480万円
	4口/月	約240万円
	特退共制度 10口/月	約550万円
	8口/月	約450万円
	4口/月	約220万円

※これまでは、本会第一制度+福祉医療機構制度 が大半であったが、平成18年福祉医療機構制度改正により掛金3倍負担を求められるようになった後は、該当部分について、機構制度の代替として本会第二制度（平均3.5口/月）の利用が多くなった。

金額だけをみると、機構制度が他の制度よりも高額な給付になっていますが、厚生労働省の社会保障審議会の資料によると、社会福祉法人で勤める職員の平均在職年数は約8年、この年数では、掛金3/3の場合、機構制度から給付される退職金額は掛金額を下回ります。（制度加入年が10年未満の場合、給与モデルから算出した退職金の額は拠出金額を下回ります。）

また、機構制度は任意包括（加入要件を満たせば必ず加入させなければならない。）や契約解除の場合は既得権を放棄しなければならない等の制約条件があります。制約条件については、中退共制度、特退共制度でも、一度決めた掛金を減額する場合は対象となる会員の同意が必要である等があり、契約法人が意図した使い方が難しいケースも多々考えられ

ます。

このように、制度間の比較により、本会制度は、金額こそ機構制度に届かないものの、他の制度が設けているような制約条件もなく、比較的法人の意思に沿った使い方のできる制度であることが検証されました。

② 本会制度の見直し

引き続き、本会制度の見直しについて議論いたしました。

具体的には、現行制度を制度改正するか新たな制度を創設する、という2つの選択肢が考えられましたが、制度改正については、今以上の給付額を求めれば、予定利率を上げる（運用リスク増大）、掛金率を上げる（負担の増大）しかなく、どちらも現実的でないことが確認されました。もう一方の新制度を創設することにつきましては、そもそも平成18年当時、機構制度の代替として第二制度を創設した意味合いから、今回も第二制度対応ではないのではないか、そもそも中小企業退職金モデル額は統計上の数字であり、退職金制度自体ない中小企業も多くある中で、本会制度の第一制度及び、第二制度4口/月（現行利用口数：3.5口/月）を利用すれば、700万円程度確保できるということは必ずしも悪い制度ではない、また、画一的な給付制度を採用するよりも現行第二制度のような法人の意向が反映しやすい制度の方がよいのではないのか、など様々な意見が出されました。

結果、議論の中で、退職金制度としての本会制度は、他の制度と比べて優位性がある制度と認められたことに加え、中小企業に対する調査で得られた退職金モデル額に合わせた給付制度を目指す必要はなく、各法人の意向が反映しやすい第二制度を、これまでのとおり第一制度と併せて利用していくことが望ましいとの結論に達しました。

以上の検討結果より、次のとおり答申いたします。

- (1) 財政再計算（3年に1）を行った結果、現行掛金率を維持し、
第一制度掛金率は、28/1000（事業主掛金 16/100 個人掛金 12/1000）とする。
第二制度掛金率は、100/100（事業主負担）とする。
- (2) この度の独立行政法人 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度改正に伴う「本会退職共済制度の方向性」として、現行の第一制度、第二制度を継続させることとする。